第一章第二節第三款第十目の目名を次のように改める。

第十目　物流・自動車局

第一章第二節第三款第九目中第百二十九条の二を第百三十条とする。

附則第五条の二（見出しを含む。）中「自動車局」を「物流・自動車局」に改める。

附則第二十四条の二の見出し中「自動車局安全政策課」を「物流・自動車局安全政策課」に改め、同条中「自動車局安全政策課」を「物流・自動車局安全政策課」に、「第百三十二条各号」を「第百三十五条各号」に改める。

附則第二十五条中「第百四十一条各号」を「第百四十三条各号」に改める。

附則第二十五条の二中「第百四十二条各号」を「第百四十四条各号」に改める。

附則第二十五条の三中「第百四十三条各号」を「第百四十五条各号」に改める。

附則第二十六条中「第百四十六条各号」を「第百四十八条各号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年十月一日から施行する。

（交通政策審議会令の一部改正）

2　交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第九条第五項ただし書中「自動車局総務課」を「物流・自動車局総務課」に改める。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

内閣総理大臣　岸田　文雄